

# 第3次熊野町行政改革大綱実施計画プラスワン

～「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」への対応～

平成18年3月

広島県熊野町

## 目 次

はじめに	2
第1 計画的な行政改革の推進と説明責任の確保	3
1 行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表	3
(1) 行政改革大綱の見直し	3
(2) 取組状況等の公表	4
2 説明責任の確保	4
第2 行政改革推進上の主要事項について	5
1 行政の担うべき役割の重点化	5
(1) 民間委託等の推進	5
(2) 指定管理者制度の活用	5
(3) P F I手法の適切な活用	6
(4) 地方独立行政法人制度の活用	6
(5) 地方公営企業の経営健全化	7
(6) 第三セクターの抜本的な見直し	8
(7) 地方公社の経営健全化(土地開発公社)	9
(8) 地域協働の推進	9
(9) 分権型行政システムの構築	10
2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	11
(1) 行政組織について	11
(2) 政策、施策、事務・事業について	11
3 定員管理及び給与の適正化等	12
(1) 定員管理の適正化	12
(2) 給与の適正化	12
(3) 定員・給与等の状況の公表	13
(4) 福利厚生事業	13
4 人材育成の推進	14
5 公正の確保と透明性の向上	14
6 電子自治体の推進	15
7 自主性・自立性の高い財政運営の確保	16
(1) 経費の節減合理化等財政の健全化	16
(2) 補助金等の整理合理化	16
(3) 公共事業	16
8 議会	17
《別掲1》 事務・事業の再編・整理、廃止・統合	18
《別掲2》 民間委託等の推進	19
《別掲3》 定員管理の適正化	21
《別掲4》 手当の総点検をはじめとする給与の適正化	22
《別掲5》 地方公営企業の経営改革	23
《別掲6》 経費節減等の財政効果	24

## はじめに

---

### 〔行政改革への取組〕

熊野町では、昭和 60 年に行政改革大綱を策定し、以来、2 度の改訂を経て、現在は、「第 3 次熊野町行政改革大綱」及び「同実施計画」(平成 15 年度～平成 19 年度)に基づき、行財政改革の取組を鋭意推進しています。

中間年度である平成 17 年度には、P D C A サイクルによる検証作業を行い、具体的な取組について見直しを行いました。

### 〔国の新たな指針〕

総務省は平成 17 年 3 月、全国の地方公共団体に対して「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示しました。

この指針では、行財政改革の推進に向けた平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 か年の取組を「集中改革プラン」として計画策定し、公表することを要請しています。

### 〔熊野町の対応〕

本町では、前述のとおりこれに先駆けて「第 3 次熊野町行政改革大綱」及び、「同実施計画」を策定し、集中的な行財政改革を推進しています。

本町の行革大綱の視点・内容は、国の新たな指針に概ね沿ったものであり、「集中改革プラン」に盛り込むこととされている事項については、既に具体的、計画的な取組を行っているところです。

このため、本町においては、改めて「集中改革プラン」を策定する必要性に迫られていないため、現行の実施計画を基に、引き続き、主体的に行財政改革を推進してまいります。

なお、総務省においては、新たな指針に基づく 5 か年の取組の進捗について、数値目標を基に、その成果を地方公共団体が足並みをそろえて公表することとしています。これに呼応して対応するため、本計画書は、現行の行革大綱の終期後 2 か年度間についても、従前の取組を継続して推進することを基本に作成しています。

### 〔本計画書の性格〕

本計画書は、「第 3 次熊野町行政改革大綱」及び「同実施計画」に基づく取組のほか、行革大綱等の趣旨や策定後の制度変更等を踏まえて既に実施を見込んでいる“もう一段の取組”(＝プラスワン)について、国の指針の項目に沿って整理したもので、「集中改革プラン」に相当するものです。

# 第1 計画的な行政改革の推進と説明責任の確保

## 1 行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表

### (1) 行政改革大綱の見直し

#### 【行革大綱・実施計画】

現行の行政改革大綱は、本町における第3次の大綱として平成15年3月に策定しました。この大綱で明示した各実施項目を着実に具体化するため、実施計画を併せて策定し、プログラムに沿った取組を行っています。(以下、本計画書において、現行の行政改革大綱及び同実施計画のことを「今次行革大綱・実施計画」と略称します。)

大綱実施計画については、PDCAサイクル(計画策定 実施 検証 見直し)に基づく点検を踏まえて進行の管理を行う必要から、中間年度である平成17年度に検証作業を行い、具体的な取組についての見直しを行ったところです。

#### プラスワン

上記の見直しの結果、今次行革大綱・実施計画の推進に伴う財政的な効果額を次のとおり上方修正し、行政改革の取組を一層強化します。

当初の目標額(平成15年度～平成19年度)	10億3,800万円
新たな目標額(平成15年度～平成19年度)	12億1,900万円

広島県分権改革推進計画に基づく事務・権限の移譲については、平成21年度を目標年度とする中期プランを平成18年度に策定します。計画的な譲受を推進することにより、自己完結型自治体への転換を図ります。

総務省の指針により策定が要請されている集中改革プランは、平成17年度から平成21年度までの5か年の具体的な取組を明示するもので、以後も5年周期での策定が想定されます。

このため、本町の次期行革大綱(第4次)の始期をいつの年度とするかは今後の検討課題ですが、現時点における基本的な考えは、『今次行革大綱・実施計画の取組期間後の2か年度間(平成20、21年度)においても、従前の取組を間断なく継続し、改革の手綱を緩めず更に推進させる』こととします。

## (2) 取組状況等の公表

### 【行革大綱・実施計画】

行政改革の取組を住民に周知するため、今次行革大綱・実施計画及び行革進行プログラムのほか、中間年度である平成 17 年度には、取組状況及び見込まれる財政的な効果額を公表しています。

#### プラスワン

今次行革大綱・実施計画の内容は、総務省の指針による集中改革プランが求める取組をほぼ網羅しているため、今次行革大綱の取組を総務省の指針構成に従って整理し直すとともに、平成 21 年度までの具体的な取組を掲げる本計画書をもって、集中改革プランに代えるものとし、平成 17 年度中に住民に公表します。

## 2 説明責任の確保

### 【行革大綱・実施計画】

今次行革大綱・実施計画及び行革進行プログラムの策定に際しては、住民で構成する行政改革懇談会を設置し、幅広く意見を集約して大綱策定に反映しました。

また、中間年度である平成 17 年度には、取組状況及び見込まれる財政的な効果額等に関して意見を聴くなど、行政改革の P D C A サイクルの各過程において住民の意見等を反映しています。

#### プラスワン

総務省は、全ての地方公共団体が集中改革プランを策定するよう要請しており、その取組は、団体間の比較が可能となる見込みです。

今次行革大綱・実施計画の取組状況は、他団体と比較可能な指標等に基づいた公表に努めます。

## 第2 行政改革推進上の主要事項について

### 1 行政の担うべき役割の重点化

#### (1) 民間委託等の推進

##### 【行革大綱・実施計画】

本町では、学校給食の民間委託という先駆的な取組をはじめ、可能な限り業務の民間委託化を推進してきました。今次行革大綱・実施計画では、事業費の削減に向けた事業の効率化や定員適正化計画の達成に向け、更に業務の外部委託化を推進することとしています。なお、主要な民間業務委託や事務の共同処理の実施状況及び平成21年度までの取組目標は別掲2のとおりです。

(お断り) 別掲資料は、総務省が指針で示す「集中改革プラン」に掲げるべき事項の列記順序に一致させたことから、本文の記述の流れと異なった編さん順序となっています。

##### プラスワン

広島県分権改革推進計画に基づく事務・権限の移譲項目のうち、共同処理することで効率化が図られる事務については、近隣の地方公共団体と協議し、共同処理の実現に努めます。

#### (2) 指定管理者制度の活用

##### 【行革大綱・実施計画】

指定管理者制度は、熊野町民の福祉を増進する目的で、住民の利用に供するために本町が設置する施設(公の施設)について、地方公共団体の出資法人等に対する管理の委託制度から、出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者(指定管理者)による管理の代行制度へ転換されたものです。

今次行革大綱・実施計画においては、公の施設の効率的運営を推進するため、直営以外で管理運営が可能な施設に関しては、公益法人等へ委託することとしており、多様化する住民ニーズに、より効率的、効果的に対応し、行政の合理化を推進するため、この指定管理者制度を積極的に活用します。

##### プラスワン

現在直営で管理している施設を含め、すべての公の施設について管理のあり方を検証するため、指定管理者制度導入基本方針を策定し、公表します。

同基本方針に基づく指定管理者制度導入の取組目標は別掲2のとおりです。

### (3) PFI手法の適切な活用

#### 【行革大綱・実施計画】

「PFI (Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。

今次行革大綱・実施計画においては、事業費や施設管理費等の経費節減を推進することとしており、大規模な建設事業等に対しては、このPFI手法を活用することも有効な手段の一つです。

なお、現在のところ本町においてPFI手法の活用が望ましい大規模事業は予定していません。

#### プラスワン

民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、本町が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスが提供できる事業については、PFI手法での実施を基本とし、事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指します。

### (4) 地方独立行政法人制度の活用

#### 【行革大綱・実施計画】

地方独立行政法人は、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定などの公共的見地からその地域において確実に実施されることが必要な事業であって、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されない恐れがある事業を効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方独立行政法人法に基づき知事等の認可を受けて地方公共団体が設立する団体です。

この法律が適用できる事業は、試験研究機関、公立大学、地方公営企業及び社会福祉事業等に限定されており、法人という独立の組織とするような規模の地方公営企業(鉄道事業、病院事業等)又は社会福祉事業を本町が経営していないことから、現在のところ地方独立行政法人制度を活用する予定はありません。

現在経営している地方公営企業及び社会福祉事業については、今次行革大綱・実施計画に基づき、経営の合理化、効率化を推進します。

#### プラスワン

現在経営している地方公営企業(水道)については経営健全化を推進し、社会福祉事業(保育所等)については指定管理者制度の活用、民間委託、民間譲渡等を推進、検討することとし、地方独立行政法人制度の活用検討は行いません。

## (5) 地方公営企業の経営健全化

### 【行革大綱・実施計画】

地方公営企業とは、都道府県や市町村などの地方公共団体が、地域住民の福祉向上を目的として事業を営む企業体をいいます。地方公営企業も一般の行政機関と同様に利潤追求が目的ではありませんが、一般の行政機関の経営が主に税金で経費をまかなっているのに対し、地方公営企業は、原則として民間の会社と同様に「独立採算」で経営されるものであり、企業としての経済性が求められます。

本町が経営する地方公営企業は、次のとおりです。なお、本計画においては、地方公営企業法の非適用事業（法の適用が任意な事業）である下水道事業も地方公営企業に含めて整理しています。

(データ：平成16年度末)

熊野町上水道事業	昭和57年度から県営水道用水供給事業から水道水の購入を開始。(依存度100%) 給水戸数：約8,800世帯 配水量：約5,300 m <sup>3</sup> /日 業務内容： <ul style="list-style-type: none"><li>・配水施設、設備の維持、新設及び管理</li><li>・水道水の品質管理</li><li>・財務、経理、料金徴収事務など</li></ul>
公共下水道事業	昭和63年度から供用開始した太田川流域下水道東部浄化センター(県)で処理。 処理区域内人口：約19,500人 整備率：74.5% 業務内容： <ul style="list-style-type: none"><li>・下水道施設、設備の維持、新設及び管理</li><li>・財務、経理、料金徴収事務など</li></ul>

上表のとおり、本町が経営する地方公営企業は安定的なサービス提供が特に要請され、将来にわたり住民の日常生活に不可欠な事業です。

また、指定管理者制度が活用できる浄水施設、最終処理施設を直接保有しないこと、PFI手法を活用するような大規模事業を予定していないこと、民間企業と競合しないことなどから、橋や道路といった他の公共事業と区別することなく、今次行革大綱・実施計画において事業の効率化を図ることとしています。

### プラスワン

「地方公営企業の経営の総点検について」(平成16年総務省公営企業課長通知)に基づき、経営全般の総点検を定期的に行います。

平成17年度の総点検の結果、別掲5の取組を行います。

中期経営計画を策定し、経営の健全化、効率化を推進します。

業績評価の実施結果等、住民が理解し、評価しやすく工夫した、積極的な情報公開に努めます。

公共下水道事業については、企業会計の導入を検討します。

## (6) 第三セクターの抜本的な見直し

### 【行革大綱・実施計画】

第三セクターとは、地方公共団体が資本金の出資又は基本財産の出えんを行っている民法法人及び商法法人をいい、本町では、財団法人筆の里振興事業団(以下「事業団」といいます。)の1法人が該当します。

事業団は、公の施設である筆の里工房の設置効用を最大化させるうえで今後とも存続させるべき団体であると考えていますが、事業団が町主導の団体であり、かつ、その経営内容も筆の里工房の管理運営という公益事業が主であることから、今次行革大綱・実施計画における経費節減の取組を通じて、経営の更なる合理化を図ることとしています。

なお、寄附行為(\*)の規定により、事業団の役員及び評議員は無給としています。

\* 寄附行為:財団法人の組織及び運営を定めた根本規則又はその書面のことを寄附行為といい、社団法人や社会福祉法人等の定款(ていかん)に当たるものです。

### プラスワン

事業内容、経営状況、公的支援の状況等について、地方自治法第243条の3第2項の規定に従った議会説明を適切に行うとともに、住民に対して積極的、かつ、わかりやすい情報公開に努めます。

利用料金制の利点を発揮させ、自主的な経営努力を喚起するとともに、機動的で柔軟な料金設定を行うなど、利用者のニーズに応じた経営戦略を企画します。

周辺自治体と連携を深めるとともに、市場調査等の民間手法の多用や、産業支援、産業観光化への支援等を通じて、潜在的利用者の発掘やリピーター獲得に努めます。

町民の安らぎや文化創造拠点として、機能及び環境の整備に努めます。

### (「財団法人筆の里振興事業団」と「筆の里工房」)

事業団は、筆の里工房の業務を事実上代行させるため、本町が基本財産のほぼ100%を出えんし、平成7年4月に設立したもので、「筆を中心にした文房四宝の収集・保存・公開」、「筆と文字の歴史・文化に関する研究」等の事業を通じ、筆の里工房の有形・無形のコンテンツを充足させるとともに、熊野筆の需用創造に資する産業支援機能の充実強化をその使命としています。

平成6年に開館した筆の里工房は、筆産業を活かした本町の持続的発展を実現し、文化活動や教育を振興させるうえでの貴重な地域資源であるため、今後も公の施設として継続して設置することとしています。

この筆の里工房の機能を十分発揮させるには、行政直営ではなく、施設設置の本旨を踏まえ、行政、筆事業関係者、商工関係者、芸術家及び学識経験者等が合議し、意思決定し、経営する仕組みの採用が望ましく、また、施設運営には、筆産業を始めとする多くの商工業関係者、教育関係者、そして町民ボランティアなど、様々な地域資源との有機的な連携が不可欠です。

事業団は、設立以来今日まで、これらの地域資源との友好的な関係と連携を深め、筆の里工房の効用を高めるために必要な無形財産を形成してきました。

このようなことから、筆の里工房は、事業団を指定管理者として、利用者のニーズに応じた効率的な施設経営に今後とも努めてまいります。

## (7) 地方公社の経営健全化(土地開発公社)

### 【行革大綱・実施計画】

土地開発公社とは、公有地の拡大の推進に関する法律第10条に基づき設立される特別法人で、本町では、昭和49年に本町全額出資により設立しています。

土地開発公社の業務は、町が道路や公園などを造るために必要な土地を、町に代わって先行取得し、管理し、及び処分することなどです。

現在、熊野町土地開発公社は土地を保有しておらず、従来から専任職員を置いていないことから、経営上の問題は発生していません。

### プラスワン

土地開発公社の解散を検討します。

土地開発公社が存続する間に新規に用地を取得する必要がある場合、原則として、おおむね5年以内に事業化が確定的な公共事業(町等の要請に基づく事業)に留めるものとし、プロパー事業(公社が事業主体となり計画から分譲までを一貫して行う事業)は実施しません。

## (8) 地域協働の推進

### 【行革大綱・実施計画】

地域の課題や多様な住民ニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民や住民が参加する団体と行政とがお互い良きパートナーとして連携・協力し、公共サービスを担う多様な主体が地域で活躍する協働社会の構築を推進する必要があります。

このため、今次行革大綱・実施計画に基づき、住民の積極的な行政参画を促すための取組を充実・強化することとしており、町ホームページの充実や公共施設への意見箱設置等による広報広聴の充実、ボランティアセンター(町社協)の設置支援を通じたボランティアの基礎的活動環境の整備、生涯スポーツの振興を地域協働で推進するために特定非営利活動法人であるNPO熊野健康スポーツ振興会の設立支援等を行ってきました。平成17年度には、同NPO法人を社会体育施設の指定管理者に指定し、住民主体型イベントへの転換、推進を図っています。

### プラスワン

地域住民のコミュニティ醸成の観点から、地域住民を主体に構成する団体に管理を代行させることが望ましい施設については、指定管理者となりうる住民組織の育成を積極的に行います。

民間の非営利団体を育成・支援するため、「NPO設立講座」を平成18年度に実施します。

地域協働を実践するため、職員の意識改革に積極的に取り組むほか、各種計画策定や事業企画などに際しては、ワークショップ(\*)などにより住民参画が推進されるよう、職員の資質向上に努めます。

\*ワークショップ:「参加者が、討論したり現場を見たりするなどの協働作業を通じて、前向きな意欲を引き出し、お互いの考えや立場の違いを学びあいながら、提案などをまとめる手法であり、その集まり(場)のこと」と言われています。

## ( 9 ) 分権型行政システムの構築

### 【行革大綱・実施計画】

平成 11 年に地方分権一括法が成立し、明治以来の中央集権型社会から地方分権型社会への転換が急速に進んでいます。

地方分権は、地方自治体の自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るものであることから、今次行革大綱・実施計画においては、地方分権に対して柔軟、かつ、積極的に対応することとしています。

#### プラスワン

広島県分権改革推進計画に基づく事務・権限の移譲（189 項目）については、当面、次のとおり対応する予定です。

平成 18 年度に譲受（被爆者健診の実施、農地転用許可等）	30 項目
平成 19 年度以降の早い時期に譲受（福祉事務所の設置等）	41 項目

## 2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

### (1) 行政組織について

#### 【行革大綱・実施計画】

細分化された係制による行政運営は、行政効率を低下させます。複雑多様化する住民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、柔軟性の高い組織体制に向けて見直しを行っています。

具体的には、税及び料金徴収事務を統括一元化する「収納推進室」及び「料対策室」の設置、重要政策事務及び行革推進を統括する「政策室」の設置のほか、行政課題の変化に応じた係の統廃合を行っています。

また、窓口サービスの住民満足度を高める取組として、平成 18 年度に「統合窓口」を設置し、住民異動に伴う各種届出等の手続きのワンストップ化を推進する予定です。

#### プラスワン

県の事務移譲等に適切に対応できる組織の再編検討を行います。

県の事務移譲への対応に関しては、広域的な事務の共同処理について関係町と連携して検討を行います。

### (2) 政策、施策、事務・事業について

#### 【行革大綱・実施計画】

事務・事業の効率化や廃止を含めた見直しを行うため、個々の行政活動を何らかの統一された視点と手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政運営に反映させる、「行政評価システム」の導入を予定し、平成 19 年度の試行実施に向けて研究を行っています。

#### プラスワン

「行政評価システム」により、政策、施策、事務・事業を P D C A サイクル(計画策定 実施 検証 見直し)により検証し、この成果を踏まえて組織編成の見直しを検討します。

### 3 定員管理及び給与の適正化等

#### (1) 定員管理の適正化

##### 【行革大綱・実施計画】

第2次定員適正化計画を策定し、この計画に基づいて、事務事業の見直し、事務及び施設管理業務の外部委託、臨時・嘱託職員の任用等と併せて定員管理を実施しています。

##### プラスワン

総務省の指針では、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、平成22年4月1日における明確な数値目標(過去5年間の地方公共団体の総定員の純減4.6%を上回ることを公表するよう求めています。

本町の計画は、これを上回るものとなっており、平成17年4月1日現在の職員数170人に対し、平成22年4月1日の総職員数の数値目標を155名(対17年度比：8.8%)とします。詳細は別掲3のとおりです。

#### (2) 給与の適正化

##### 【行革大綱・実施計画】

今次行革大綱・実施計画に基づき、職員の給与を見直し、人件費の削減に努めています。

本町の現行給与水準は、国や他の地方公共団体よりも低水準ですが、今後の国家公務員の給与制度改革を踏まえて新たな給与制度を構築するなど、更に給与の適正化を推進します。

また、諸手当等の適正化に向けた取組も積極的に講じています(地方公営企業も同様の取組)。取組の詳細は別掲4のとおりです。

##### プラスワン

特殊勤務手当(\*)等の諸手当については、国における見直し基準を踏まえ、一部の手当を廃止するとともに、支給の対象や方法等を検討します。

厳しい財政状況を考慮し、今後も給与の適正化に努めるとともに、給与制度については、国家公務員の給与制度改革を踏まえ、新たな制度を構築します。

\* 特殊勤務手当：地方自治法第204条第2項の規定により条例で定めて支給する手当の一つで、「著しく危険，不快，不健康な業務や、その他困難な業務」に従事した職員に支給するものです。本町では従来から条例で9種の手当を規定していましたが、平成18年3月に条例を改正し、防疫等作業及び死亡人取扱作業に対する2種の手当を除き廃止しました。

### ( 3 ) 定員・給与等の状況の公表

#### 【行革大綱・実施計画】

開かれた町政を推進するため、積極的に情報を公開し、行政の透明性、説明責任の徹底を図ることとしており、定員、給与等に関する情報も、町広報（最新は平成 18 年 3 月号）や町ホームページで公表しています。

また、熊野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年制定）に基づき、職員数や給与の状況を含む人事行政運営等の状況の公表（最新は平成 17 年 11 月号）を行っているところです。

#### プラスワン

情報の公表に当たっては、他団体との比較や全国的な指標を用いて、町民の皆さんが理解しやすいような工夫を講じていきます。

### ( 4 ) 福利厚生事業

#### 【行革大綱・実施計画】

今次行政改革大綱・実施計画においては職員の福利厚生事業は特に明示されていませんが、経費節減と受益者負担の見直しにおいて、福利厚生事業についても見直しを行っています。

福利厚生事業のうち、職員で構成する任意団体「職員互助会」に対し、平成 16 年度までは個人会費の 60%を助成（1対0.6）していました。

#### プラスワン

「職員互助会」に対する助成は、平成 16 年度をもって廃止します。

## 4 人材育成の推進

### 【行革大綱・実施計画】

「職員の資質向上とそれを促す人事管理」を1つの柱とし、住民の視点に立ち、考え、行動する行政サービスマンを目標として、研修体制の見直しと「努力と成果が報われる人事管理」の推進に取り組んできました。また、平成17年度には、人材育成基本方針を策定し、地方分権に柔軟に対応できる職員の育成を図っています。

#### プラスワン

目標管理制度の導入や、平成18年度地方公務員制度改革に沿った、給与等に直結した新しい勤務評定制度の導入を検討していきます。

## 5 公正の確保と透明性の向上

### 【行革大綱・実施計画】

本町では、平成10年度に行政手続条例、平成13年度に情報公開条例と個人情報保護条例を施行し、住民の情報公開を求める権利を保障しています。また、行政評価制度の導入と結果公表についても検討しています。

開かれた町政を推進するため、町民の請求を待たずに積極的に情報を公開し、行政の透明性、説明責任の徹底を図るため、平成15年度から各課に広報広聴担当者を配置するとともに、庁内に「広報広聴会議」を設置し、広報広聴行政の見直しを行っています。

#### プラスワン

今後は更に、情報公開条例や個人情報保護条例の適切な運用、パブリックコメント手続制度(\*)等の活用について検討を行うとともに、議会や監査委員などによる監視機能の強化に積極的に取り組んでいきます。

\*パブリックコメント：行政機関が政策の立案等を行おうとする際、その案を公表し、広く国民(住民)から意見や情報を提出する機会を設け、それらを考慮して最終的な意思決定を行う手続です。

## 6 電子自治体の推進

### 【行革大綱・実施計画】

電子自治体の推進にあたっては、新庁舎建設に併せた庁内情報通信ネットワークの形成や電算システムの統一化により、業務効率の改善を図ってきました。また、役場、公民館、小・中学校等の公用・公共施設の間に情報通信ネットワークを構築する地域イントラネットを整備しました。

平成 18 年度には、住民基本台帳システム等の住民データ管理の基幹となる電算システムの更新により、事務処理の効率化を更に進めます。

また、住民サービスの向上を図るため、ホームページで各種手続や申請ができるようなシステムの導入についても研究しています。

### プラスワン

新指針では、電子自治体の推進について、住民サービスの向上と、業務改革の推進を求めています。本町でも、この点に留意し、費用対効果の検証を踏まえ、情報セキュリティの確保に十分注意しながら行政手続のオンライン化、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク等の活用について調査研究を行います。

また、既存の地域イントラネットが有する様々なソフト機能が、広く有効に活用されるための取組を推進します。

## 7 自主性・自立性の高い財政運営の確保

### 【行革大綱・実施計画】

#### (1) 経費の節減合理化等財政の健全化

町税の減少、地方交付税の減額が見込まれるなど、今後の大変厳しい財政環境を見据え、今次行政大綱・実施計画に基づいて、事業費の削減、不要不急の削減を強力に推進するとともに、負担の公平化を図るため、使用料等の見直しを行っています。

光熱水費の削減については、地球温暖化防止の観点からも積極的に取り組むこととしています。

毎年必ず行う事務事業に要する経費（経常的経費）については、事業の成果や費用対効果を検証し、17年度の経費は、対14年度の82%に削減しました。15年度～17年度までの削減効果額の累計は、2億7,770万円となっています。

なお、事務事業の再編・整理、廃止・統合に関する取組状況及び目標については、別掲1のとおりです。

#### (2) 補助金等の整理合理化

今次行革大綱・実施計画に基づき、補助金の効果を再評価し、事業効果に依りて補助額の決定や補助廃止を行います。目的や効果のほか、公平性、効率性などについて総合的、客観的な補助基準である補助金交付指針を策定しています。

各種団体に対する補助金は、17年度で14年度補助金額の72%に削減しました。削減効果額の累計は、1億1,280万円となっています。

#### (3) 公共事業

公共工事については、積極的にコスト構造の改革に取り組みます。また、入札・契約に対する町民の信頼を確保するために、予定価格の公表などについて検討していきます。

### プラスワン

これらの項目は、今次行革大綱・実施計画に基づいて、既に鋭意取り組んでいるところです。今後も、改革を強力に推進していきます。また、歳入の確保については、税等の公平な負担を確保する必要性を踏まえ、町税等の適正徴収に積極的に取り組み、自主財源の確保に努めます。

なお、経費節減等の財政効果額は、別掲6のとおりです。

## 8 議会

地方分権の進展に伴い、地方議会の果たすべき役割がますます増大しており、これを踏まえた議会運営を推進していきます。

行政改革のための町議会の取組としては、ホームページや「議会だより」等を通じた情報公開など議会運営の活性化に向けた取組を推進するとともに、議員報酬の削減（4%相当分）を行っています。

また、議員定数は、平成19年4月に予定される一般選挙から16人（現在20人。地方自治法の規定による議員定数〔上限値〕は26人）になります。

## 《別掲 1》 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

事務・事業の見直しは、予算編成方針に基づき毎年度実施し、事業の合理化、効率化に努めることにより、その成果を基に新たな行政課題に対応してきました。

今後もこれに努めるとともに、多様な主体が協働して公共サービスを担う協働社会に向けた環境整備を図り、住民生活の質の向上に努めます。

また、行政活動の成果を客観的に評価する「行政評価システム」の導入を進め、事務・事業の再編・整理、廃止・統合を適切に行います。

これまでの取組状況と今後の目標について、代表的な事例を次のとおり掲げます。

### (1) 平成 11 年度から平成 16 年度までの取組状況（代表事例）

年度	再編整理内容
13	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 税・料の滞納対応の一元化</li><li>・ 用地関係事務の一元化</li><li>・ 庁舎内 O A 機器及びネットワーク管理の一元化</li></ul>
14	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ごみ焼却処理業務を一部事務組合に移管</li></ul>
15	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 政策及び行政改革の進行管理を一元化</li><li>・ 人権同和对策事務を教育委員会の事務に統合</li><li>・ 敬老年金の支給時期の見直し</li></ul>
16	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 上下水道料金・町営住宅滞納家賃の徴収事務の一元化</li><li>・ 広島熊野道路回数券助成制度の廃止（年度末廃止）</li></ul>

### (2) 平成 17 年度から平成 21 年度までの取組目標（現在予定にある代表事例）

年度	再編整理取組目標
17	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 心身障害者扶養共済掛金助成制度の廃止（年度末廃止）</li><li>・ 緊急通報システム事業の見直し</li><li>・ 長期勤続表彰時の副賞の廃止</li></ul>
18	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公民館主催事業の受益者負担制度の導入</li><li>・ 医療費助成制度における受益者負担制度の導入</li></ul>
19 以降	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 腎臓障害者通院助成制度の見直し</li></ul>

## 《別掲2》 民間委託等の推進

### 1 公の施設の管理

#### (1) 平成16年度以前の取組状況

施設名	取組状況（年度）
筆の里工房	管理委託制度導入（平成8年度）
中央ふれあい館	包括的業務委託実施（平成16年度）

\* 指定管理者制度創設以降に設置した公の施設は「中溝ふれあい公園」の1施設ですが、指定管理者制度になじまない街区公園（無料開放）のため、直営としています。

#### (2) 平成17年度～平成21年度の取組目標

指定管理者制度導入基本方針等に基づき、次のとおり取り組みます。

施設名	取組目標（年度）
町民体育館	指定管理者制度導入（平成17年度）
町民グラウンド	指定管理者制度導入（平成17年度）
筆の里工房	指定管理者制度導入（平成18年度）
学校体育館・運動場（地域開放）	指定管理者制度導入（平成18年度）
新設保育所（神田地区）	指定管理者制度導入（平成19年度）
児童会館	廃止（平成19年度）
環境センター	指定管理者制度導入（未定）
郷土館	指定管理者制度導入（未定）
地域健康センター	指定管理者制度導入（未定）
中央保育所	指定管理者制度導入（未定）
新設都市公園	指定管理者制度導入（未定）
中公民館	廃止検討（未定）

### 2 業務委託等

#### (1) 業務・事務の共同処理（他の地方公共団体との広域処理）

業務内容	現状		取組目標
	全部	一部	
し尿処理業務			継続
一般廃棄物最終処理業務			継続
消防業務			継続
退職手当事務			継続
公務災害補償事務			継続

## (2) 業務委託

業務内容	現状			取組目標等
	全部委託	一部委託	全部直営	
本庁舎の清掃				継続 (注1)
庁舎の夜間警備				継続
案内・受付				継続 (注2)
電話交換	( )			継続 (注3)
公用車運転				継続
し尿処理	( )			継続 (注4)
一般ごみ収集				継続
学校給食(調理)				継続
学校給食(運搬)				継続
学校用務員事務				継続 (注5)
水道メータ検針				継続
道路維持補修・清掃業務				継続
ホームヘルパー派遣	( )			継続 (注6)
在宅配食サービス				継続 (注7)
情報処理・庁内情報システム維持				継続
ホームページ作成・運営				継続 (注8)
調査・集計				継続 (注9)
総務関係事務(給与・旅費・福利厚生など)				継続
その他・公園清掃				委託拡大 (注10)
・不法投棄の監視				継続
・手話通訳者派遣				全部委託 (注11)
・一般廃棄物中間処理				全部委託 (注12)

(注1) 執務室清掃及びごみ搬出・運搬は職員が実施。

(注2) 管理職を除く職員による当番制により総合案内所を設置。

(注3) 各課直通のダイヤルイン方式(平成13年5月導入)。(非委託)

(注4) 一部事務組合(安芸地区衛生施設管理組合)の許可業者による収集・運搬。(非委託)

(注5) 平成18年度以降、全員臨時職員。

(注6) 介護保険制度、障害者自立支援制度(旧支障費制度)の民間事業者サービスによる。(非委託)

(注7) 平成17年度までは介護保険対象外サービス、平成18年度以降は介護予防サービス(地域支援事業)として実施。

(注8) トップページデザインの作成及び修繕のみを業者委託。

(注9) 各種計画策定時等のアンケート、環境調査等。

(注10) 全公園の地域委託化に向け、一部委託を拡大する取組の実施。

(注11) 平成18年度から社会福祉法人へ全部委託。

(注12) 有害ごみ容器詰込業務。環境センターへの指定管理者制度導入とともに検討。

## 《別掲3》 定員管理の適正化

### 1 平成 17.4.1～平成 22.4.1 までの定員管理の数値目標

#### (1)数値目標の基本的考え方

これまでの機構改革や定員管理の実績、今後の行政需要の動向等を踏まえ、臨時・嘱託職員、再任用職員及び外部委託を積極的に活用するとともに、職員の新規採用を含めた定員管理の適正化を計画的に行います。

#### (2)当面の数値目標の設定の仕方

第2次定員適正化計画に基づき定員の適正化を推進することとし、その到達目標数値である 155 人体制を平成 22 年 4 月 1 日に実現させることを本計画の数値目標とします。

集中改革プランにおいては、5 か年の取組により総定員の 4.6%以上の純減を図ることを数値目標に設定することとされていますが、本町においては、ほぼ 2 倍の 8.8%以上の純減とする目標となります。

#### (3)採用者・退職者の見込みと定員管理の数値目標（公営企業職員数を含む。）

（単位：人）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (4.1)
年度当初採用見込数	2	0	1	1	1	0
定員管理の数値目標 (各年度当初の職員数)	170	164	163	162	160	155
年度内退職見込数(早期退職を含む)	6	2	2	3	5	

【参考】 定員管理の数値目標(一般職)	171	165	164	163	161	156
------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(注) 一般職である教育長(1人)を加えた数値目標。

### 2 その他

#### (1)過去 5 か年の純減実績

平成 11.4.1	177 人	差引 5 人	純減率 2.8%
平成 16.4.1	172 人		

#### (2)適正化計画の見直し

広島県分権改革推進計画に基づく事務・権限移譲への対応など、分権型行政システムを構築するうえで必要な場合は、適正化計画及び本計画数値目標の見直しを適宜行います。

## 《別掲4》 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

本町の現行給与水準をラスパイレズ指数（\*）で見ると、国家公務員や近隣の地方公共団体よりも低水準となっています。

また、諸手当等の適正化に向けた取組も積極的に講じています。（地方公営企業も同様の取組を行っています。）

\*ラスパイレズ指数：一般行政職について、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給与額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

（参考 平成17.4.1現在の総務省公表数値）

広島県：97.5 広島市：97.1 府中町：99.5 海田町 93.7 坂町 93.3 熊野町 92.2

内 容		実施内容	実施時期
給料、期末手当等の見直し (平成15年度以降の措置)		給与改定 (マイナス1.06%)	平成15.12.1
		" (マイナス0.32%)	平成17.12.1
		期末手当等 (4.65月分 4.40月分)	平成15年度～
		" (4.40月分 4.45月分)	平成17年度～
高年齢層職員昇給停止		58歳昇給停止 55歳昇給停止	～平成16年度 平成17年度～
不適正な昇給運用の是正		退職時特別昇給制度の廃止	平成16年3月
級別職務分類表に適合しない 級への格付け等の見直し		(不適正な格付運用なし)	-
退職手当の支給率の見直し		引き下げ(最高60.99月を59.28月に)	平成17年度～
諸手当の 適正化	特殊勤務手当	一部廃止(9種 2種〔防疫・死亡人取扱〕)	平成18年3月
	調整手当	段階削減 広島市在勤3%、その他廃止 広島市在勤4%(地域手当創設)	平成15年度～ 平成17年度～ 平成18年度～
	管理職手当	支給率の引下げ	平成16年度～
	時間外手当	17年度は、対14年度比90%に縮減	平成15年度～
技能労務職員の給与の見直し		平成18年度以降技能労務職員0人 給料表廃止に向けて検討	平成18年度～
そ の 他	特別職の給与	4%相当をカット	平成15年度～ (平成16年1月～)
	県内出張旅費 の日当支給	廃止	平成15年3月
	委員等の視察	視察回数の抑制(3年に1回程度に)	平成15年度～
	技能労務職員 の定年引下げ	段階的实施 定年60歳	平成15年度～ 平成19年度～
	収入役未選任	収入役の廃止を視野に未選任	平成17年度～

## 《別掲5》 地方公営企業の経営改革

### 1 平成17.4.1～平成22.4.1までの5年間の経営改革の取組目標等

#### (1) 経営改革の取組目標

熊野町上水道事業	公共下水道事業
民間への業務委託を拡大させ効率的な経営を行うとともに、滞納者対策の推進により経営基盤を強化します。	使用料の額を見直し、経営基盤を強化します。また、事業効率の最大化に向け、管渠整備事業の実施進度の適正化を図ります。

#### (2) 目標の具体的な内容及び取組時期

区分	事業別	実施内容・時期
民間的経営手法の導入 (民間委託)	上水道	開・閉栓業務委託の検討(平成18年度～)
	下水道	施設管理業務委託の拡大検討(平成17年度～)
収益増加への取組 (料金収入の確保方策)	上水道	滞納者への給水停止執行の強化(平成17年度～) 分納管理の強化(平成17年度～)
	下水道	下水道使用料の改定(平成18年度)

### 2 定員管理・給与の適正化

#### (1) 定員管理

取組は、別掲3に含まれます。(別掲3は、全部門職員にかかる数値目標)

#### (2) 給与の適正化

取組は、別掲4と同様に措置します。

### 3 定員管理、給与の適正化の公表

一般行政職に関する取組に含めて公表します。

### 4 その他

- ・ 中期経営計画に基づき、経営の健全化、効率化を推進します。
- ・ 公共下水道事業については、企業会計の導入を検討します。
- ・ 業績評価の実施結果等、住民が理解し、評価しやすく工夫した、積極的な情報公開に努めます。

《別掲6》 経費節減等の財政効果

公表済財政効果額（5年間）					加算効果額		合計効果額	
事務・事業の再編・整理、廃止・統合							(単位：万円)	
	15	16	17	18	19	20	21	効果額計
事業費の削減	3,810	7,880	16,110	19,890	23,470	27,200	30,400	128,760
補助金の削減	2,670	3,620	5,020	5,320	5,620	5,800	6,000	34,050
使用料等の見直し	350	415	415	415	415	415	415	2,840
民間委託の推進							(単位：万円)	
	15	16	17	18	19	20	21	効果額計
外部委託	-	570	920	950	1,250	1,250	1,250	6,190
手当の総点検をはじめとする給与の適正化							(単位：万円)	
	15	16	17	18	19	20	21	効果額計
人件費	1,200	1,770	5,630	6,250	7,940	7,720	8,000	38,510
<b>【12億1,900万円】</b>					<b>【8億8,450万円】</b>		<b>【21億0,350万円】</b>	

集中改革プランに掲げることとされている財政効果額								
経費節減による効果額								(単位：万円)
	15	16	17	18	19	20	21	効果額計
職員削減	1,020	650	1,190	3,800	4,280	5,010	5,980	21,930
福利厚生事業の見直し	-	-	62	59	58	58	57	294
税徴収の適正化、公営企業等の経営健全化に向けた取組効果額								(単位：万円)
	15	16	17	18	19	20	21	効果額計
税の徴収対策	235	183	729	969	1,302	1,693	1,967	7,078
公営企業等の収入対策	-	-	1,167	1,633	2,578	2,645	2,583	10,606
<b>【3億9,908万円】</b>								

平成15～21年度までの7か年の財政効果額				
〔平成15～19までの取組〕〔平成20・21の取組〕〔集中改革プランに準拠加算〕				
12億1,900万円	+	8億8,450万円	+	3億9,908万円
				=
				25億0,258万円

(参考) 取組期間別の「経費節減等の財政効果」

(単位: 万円)

区 分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	財政効果額 (累計)	
15年度	の取組による財政効果額	9,050	(9,050)	(9,050)	(9,050)	(9,050)	(9,050)	(9,050)	63,350	98,480
16年度	の新たな取組による財政効果額		5,855	(5,855)	(5,855)	(5,855)	(5,855)	(5,855)	35,130	
17年度	の新たな取組による財政効果額			14,442	(14,442)	(14,442)	(14,442)	(14,442)	72,210	134,094
18年度	の新たな取組による財政効果額				7,337	(7,337)	(7,337)	(7,337)	29,348	
19年度	の新たな取組による財政効果額					6,349	(6,349)	(6,349)	19,047	
20年度	の新たな取組による財政効果額						4,420	(4,420)	8,840	
21年度	の新たな取組による財政効果額							4,649	4,649	
計		A	B	C	D	E	F	G	(A~E)	133,019 * 1
(対14年度の財政効果額)		9,050	14,905	29,347	36,684	43,033	47,453	52,102	(A~G)= (+)	232,574
徴収対策効果 (別掲分)	税徴収の適正化及び公営企業の健全化に関する取組による財政効果額	H	I	J	K	L	M	N	(H~L)	8,796
		235	183	1,896	2,602	3,880	4,338	4,550	(H~N)	17,684
	(うち集中改革プラン分)			(1,715)	(2,421)	(3,697)	(4,156)	(4,368)		16,357 * 2
取組期間を通じた財政効果額		第3次熊野町行政改革大綱					(平成15~19年度の5年間)		(+)	141,815
		第3次熊野町行政改革大綱プラスワン					(平成15~21年度の7年間)		(+)	250,258
		(参考)集中改革プラン					(平成17~21年度の5年間)		(+)	150,451

\* 1 公表済財政効果額(前頁上段の121,900万円)に職員削減及び福利厚生事業の見直しに係るh15からh19までの効果額(11,119万円)を加えた数値と一致。

\* 2 本町の取組と集中改革プランとは財政効果額を算出する比較元の徴収率が異なるため、集中改革プランの場合の財政効果額を算出し、内数により示したものの。